滞在期間延長の条件について(介護福祉士候補者)

滞在期間の延長を認めるに当たっての条件

EPAに基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について (令和5年2月21日閣議決定より)

令和2年度に入国した介護福祉士候補者のうち、次のいずれにも該当する場合に限り、所要の 手続き及び審査を経て、就労研修しながら令和6年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とす るため、追加的に1年間または1年6か月の滞在を認める。

- ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入れ機関との雇用契約 に基づいて行われること。
- イ 候補者本人から令和6年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。
- ウ 受入れ機関により、令和6年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に 応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。
- エ 受入れ機関により、令和6年度の国家試験合格に向けた受入れ体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。
- オ 令和5年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

令和2年度入国者の滞在期間延長に係る留意点

- 令和2年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者については、新型コロナウイルス 感染染症の影響で入国が遅れたことで通常の受験機会を確保できないため、国家試験を受験する 機会を担保する観点から、<u>滞在期間を6か月間延長する(令和5年度又は令和6年度)。</u>その上で、 一定の条件に該当した場合に、追加的に滞在期間を1年間延長する(令和6年度又は令和7年度)。 それぞれの延長時点で入管窓口での申請が必要となる</u>ためご留意いただきたい。
- 令和2年度入国のインドネシア人看護師・介護福祉候補者の国家試験受験時期については、以下のとおり。

	インドネシア人看護師候補者(第13陣)	インドネシア人介護福祉士候補者(第13陣)
来日時期	令和2年12月	令和2年12月
就労開始時期	令和3年6月	令和3年6月
6か月の滞在延長期間	令和6年1月~6月	令和7年1月~6月
1年間の滞在延長期間	令和6年7月~令和7年6月	令和7年7月~令和8年6月
滞在期間中に 受験する国家試験	令和4年2月(第111回看護師国家試験) 令和5年2月(第112回看護師国家試験) 令和6年2月(第113回看護師国家試験)	令和7年1月 (第37回介護福祉士国家試験)
滞在期間延長後の 国家試験受験時期	令和7年2月 (第114回看護師国家試験)	令和8年1月 (第38回介護福祉士国家試験)

- ※EPA介護福祉士候補者として来日する前に、介護等の業務に従事した経験があり、上記の受験年度以前に介護福祉士国家試験 受験に必要な従業期間及び従事日数を満たすことができる場合は、受験年度を繰り上げて介護福祉士国家試験を受験すること も可能です。
- ※「滞在期間中に受験する国家試験」は、1年間の追加的な滞在期間延長の判断に用いる国家試験を指します。